

青木こうじろう

活動報告 2026年1月発行



十二月議会一般質問

▼複合型公共施設の建設費見通しが70億円

複合型公共施設の建設費について、10月下旬に概算見通しで、約70億円と示されました。他にも、建設用地取得の費用、約17億6千万円や、施設の周辺整備という側面もある田辺北地区開発での市の負担、約11億円もあり、合計でおよそ100億円にもなります。質問では、事業費が想定以上に巨額になったのではないかと指摘し、そのことをどう考えるのか、財政や他の事業への影響、財源の見直しなどを聞きました。

市長からは「これまでからプロセスを踏んでやってきた。事業手法とかいうのは不断に見直していかなければならないところだと思う。そういうことを勘案しながら、市民の思いなどをどのように具現化するか、しっかりと受けとめて進めていくことがこの事業のあり方だと認識している。」と答弁がありました。

担当部局からは、「現状と同等以上の市民サービスの確保を前提に、複数用途として極力重ね使いが行えることにも配慮して、延べ床面積について、基本構想時の1万平方メートルから7700平方メートルへの見直しを行った」とした上で、「どこまで財政の影響を許容できるか、また、どこまでの事業変更ができるかといった点も検討した上で、現在約70億円という規模感を出している」と答弁しました。

建設費用の財源見直しについては、「現時点で、国費

(国の補助金)として、最大で21億円。文化施設の整備基金の活用、交付税措置のある有利な起債の充当等も検討できるのではないかと。」「起債としては、約40〜45億円程度になると考えている」と答弁しました。

財政や他の事業への影響については「事業の必要性の検討、また複合化、コンパクト化の可能性、財政の平準化、単年度支出の平準化、財源の確保が事業化にあたって必須」、「市の優先順位の中で事業を実施していく」と答弁がありました。

▼図書館運営は市直営の堅持を

中央図書館の運営について、引き続き市直営を堅持するように求めました。

市当局は「単独施設の間は直営で運営していく」と述べつつ、複合型公共施設への移転後は「新たな取組みや機能を生かして、より市民サービスが向上できる最も効果的な事業手法を選択する必要がある」としています。

教育長からは「市直営か、あるいは民間活力の導入かは、あくまでも手段として考えている。大切なことは中央図書館設置の目的、役割をしっかりと果たしていくこと、市民ニーズに応える運営をすることである。今後は、これまで以上に市民に利用され、愛される図書館を目指して取り組んでいく」と答弁がありました。

図書館の役割について、図書館法では「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に

資することを目的とする施設」と定義されています。また「図書館の自由に関する宣言」では、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする」としています。これらに照らした時、もつとも相応しい図書館の運営は、地方自治体など公的機関が直接、担うことではないでしょうか。

▼ちょっと一息、座れる歩道づくりを

地域の高齢者から、日頃の買い物などで出かける際でも、疲れて大変で途中で座って休めるようなベンチが欲しいという声をお聞きしたことからとり上げました。

質問では東京都世田谷区の取組みを紹介しました。世田谷区では、高齢者支援の担当部署も参加して、歩道やその周辺でのベンチ設置に関する基本的な考え方やアイデアをまとめ、具体的な工夫や事例を集めた「座れる場づくりガイドライン」と「世田谷区路上ベンチ等設置指針」をつくり、「座れる場が100〜200m程度の間隔となるよう設置を検討」として、取り組んでいます。こういう工夫を行えば、京田辺市でももつと座れる場所をつくれる、例えば歩道上にある様々な車止めなどをスツール(背もたれのないイス)にすれば、腰を降ろして休めると提起しました。

市当局からは、「ベンチが欲しいというニーズが高まっていることは十分承知している。交通管理者とも十分協議しながら、そういうものが置けるかどうか、個々に具体的に検討していかなければならないと思うので、多少時間はかかるが、検討を進めたい」と答弁がありました。



同性パートナーシップ制度を導入へ

京田辺市は26年2月から「京田辺市パートナーシップ宣誓制度」(同性パートナーシップ制度)を開始します。同制度を紹介するチラシでは、「戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活で協力し合うことを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度」とし、「本制度は、法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーシップの関係を尊重し、京田辺市として応援するもの」と位置付けています。具体的には、宣誓した二人に「パートナーシップ宣誓書受領証(A4サイズ)」と同「受領証カード(運転免許証サイズ)」が交付されるということです。

京田辺市議会では、2019〜2020年に総務常任委員会で「性の多様性に対応した社会について」というテーマで所管事務調査に取り組み、①『性的少数者』の方が自分らしく生きるために障害がなく、尊重されていると感じられる社会に向け、多くの市民の理解を深める啓発活動に、取り組むことが求められている、②「京田辺市において市民の理解を深める取組みとあわせて、一日も早く『同性パートナーシップ制度』を導入されるよう提言する」とする報告書をまとめており、それがようやく実現しました。

みなさんのご意見・ご要望をお寄せください
青木こうじろう
山手東 1-8-6-106 TEL63-3883 (FAX 兼)
aoki-koujirou@y3.dion.ne.jp

青木こうじろうブログ 検索



市民の願い実現へ 26年度予算要求書を提出

日本共産党京田辺市議団は、京田辺市長宛に「2026年度京田辺市予算に対する要求書（第一次分）」を提出しました。予算要求書では、京田辺市が市民にもっとも身近な地方自治体として、市民の悩みや生活の不安に寄り添い暮らしを守る役割を果たすことを求めるとともに、高市首相が「非核3原則」の堅持を明言せず、いっそうの大軍拡を進めようとしていることに対し、「非核3原則」を堅持すること

と、日本国憲法の平和の理念にもとづく対話と外交の努力を、政府に求めていくことが、京田辺市非核平和都市宣言にもとづく市の責務であることを強調しています。また、昨年度まで要求していた同性パートナーシップ制度や、学校体育館へのエアコン設置などが、実現したことから、その項目を削除し、新たに学校施設開放事業での学校体育館使用有料化の中止を求める項目など追加しています。

補正予算で暮らし 応援施策が実現

12月議会で成立した一般会計補正予算（第3、4号）には、物価高騰が続くもとで市民の暮らしを支える施策が盛り込まれました。その主なものを紹介します。

☆草内地区民間こども園（27年4月開園、定員205人）整備へ補助金（3億9855万8千円）

☆市立保育所・こども園、小中学校給食米価高騰支援事業（2202万2千円）

米価の上昇による保護者負担増を抑えるために、市立保育所・こども園では約1300万円の予算増、学校給食では1食あたり、小学校21円、中学校29円、をそれぞれ支援するためのもの。

☆物価高対応子育て応援手当（2億7595万円）
国の補正予算成立を受けて、高校生までの子ども1人につき2万円を今年3月までに該当世帯に支給するもの。（13500人分）

☆民間保育所等物価高騰対応支援事業（1155万円）
市内の民間保育所・こども園に、物価高騰に対する食材費支援として、子ども一人あたり1万円を補助するもの。

☆水道料金軽減事業（500万円）
国の交付金を活用して水道料金の減免をするもので、具体的減免額などは、国の交付金額が正式に確定してから3月議会提出の補正予算案に盛り込むもので、直ちに執行できるように事務経費を予算計上したもの。



12月議会の主な議案、意見書等への各会派の態度

	日本共産党	自民一新会	NEXT京田辺	日本維新の会	公明党	次田典子	南部登志子	吉高裕佳子	結果
学校施設開放条例(学校体育館使用の有料化)の制定	●	○	○	○	○	○	○	○	可決
複合型公共施設建設用地の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
大住ふれあいセンター設置・管理運営条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
児童館設置管理条例の全部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
土砂埋立等規制条例の全部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
開発行為等手続き条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
市議会議員の期末手当引上げの条例改正	●	○	○	●	○	○	○	○	可決
市職員給与引上げの条例改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
25年度一般会計補正予算第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
25年度一般会計補正予算第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
25年度一般会計補正予算第5号	○	○	○	—	○	○	○	○	可決
最高裁判決に基づき生活保護利用者に速やかな被害回復を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※○=賛成、●=反対、—=棄権。

日本共産党京田辺市議団は次の見解を発表しました。

日本共産党京田辺市議団ニュース

第1514号 2026年1月25日
連絡先：日本共産党山城地区委員会 TEL46-9804
市役所議員控室 TEL63-1122 (内線527)

市民に知らせぬまま学校体育館使用を有料化

現在、地域スポーツや少年スポーツ等では「学校施設開放事業」として、体育館や運動場が無料で利用されています。（運動場の夜間照明は使用料が必要）市当局は学校体育館への空調設置を理由に、学校体育館の利用について空調使用の有無に関わらず、30分あたり250〜300円の使用料を徴収する（使用料収入見込みは年間約1千万円）学校施設開放条例案を12月議会に提出しました。日本共産党は同条例案に対し、

- ①学校開放事業の利用団体は約120団体あり、多くの利用者に、新たに年間1千万円もの負担を求めるのに、利用団体からその影響などを聞くことはおろか、使用料金額の根拠や運用などについて説明や周知さえ行っていない、
- ②有料化は、「スポーツを楽しむための安全で便利な環境づくり」を基本方針に掲げ「身近なスポーツ施設としての学校体育施設について、学校教育活動に留意する中で、開放を図ります」とした「第2期京田辺市スポーツ推進計画」にも反する、
- ③今後、予定されている中学校部活の地域移行に関連し、その負担増につながりかねない、

の3点を指摘し反対しました。

